

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第56号横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、「マイナンバーを利用する事務の手続き及び方向性」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条例改正により支給審査委員会が設置された場合、具体的な運用や一連の流れはどのようなになるか」との質疑に対し、当局より、「令和5年の秋田市の水害を発端として県内各自治体が条例改正しており、当市でも必要性を感じて設置するものだが、委員には弁護士や医師を想定しており、医師会には事前に説明し了承を得ている。調査・審議については基準がまだ明確になっていないため、災害関連死の認定基準などを委員と共に定めたいと考えている」との答弁がありました。

また、「災害関連死と思われる場合、身内や関係者の方が届け出ることになるのか」との質疑に対し、当局より、「遺族からの申請が必要になる。災害関連死としては、例えばストレスによる身体異常、車中泊を余儀なくされたエコノミークラス症候群、将来を悲観した自殺などが想定される。審査委員会を設けていない自治体もあるため、住所の有無に関わらず申請してほしいと考えている」との答弁がありました。

このほか、「横手市災害弔慰金の支給状況」や「審査委員の報酬額の決定方法」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例については、「市内関係者への意見聴取等の実施状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、

「10 月 1 日から南部トレーニングセンターの位置を変更するものだが、運営期間にブランクはあるのか」との質疑に対し、当局より、「機器導入のタイミングもあり、8 日程度のブランクが想定されるが、大規模駅であるため、利用者の空白期間を短くできるよう対応したい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号横手市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「ケアマネジャーが受け持つことのできる人数が増えるということだが、十分に対応可能な数字であると考えているか」との質疑に対し、当局より、「今回の改正に際して、居宅介護支援事業所からは対応しきれないというような相談や声は聞こえてきていない状況である」との答弁がありました。

また、「介護需要は増える一方だが、介護の人材については心配しなくてもよい状況なのか」との質疑に対し、当局より、「当面の間は充足されている状況と見込んでいる。国では、次期計画策定に向けた見直しの中でケアマネジャーの役割について議論されているところである。ケアマネジャーに業務を担わせ過ぎていると思われることについても法改正が検討されており、人材不足への対応として一つの有効な策になるのではないかと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号工事請負契約の締結について(南東地区最終処分場、第1区画キャッピング工事(第2期))について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「埋め立て終了後の土地を使用する考えはないか。他自治体では公園を作った例があるが、市としての要望はあるか」との質疑に対し、当局より、「埋め立てが終了した後は、雨水などが多く浸透しないように穴の開いたシートを敷き、その上に土を敷いて終了になる。最終処分場については、水管理を行い異常がなければ廃止という形になり、その後は県がその場所を指定し見守りをしていくが、最後に敷いたシートを破らなければ、上に建物を建てたり、グラウンドゴルフ場にするなど利用することは可能である」との答弁がありました。

また、「旧東部環境保全センター跡地から南東地区最終処分場に搬入されたごみがあると思うが、将来的な影響や心配はないか」との質疑に対し、当局より、「最終処分場の総埋め立て量を試算したところ、今後24年間埋め立て可能であった。今般の旧東部環境保全センター跡地から搬入したごみは、おおよそ2年半から3年分に該当する量で、差し引きすると20年程度は埋め立て可能な状況である。ただし、水処理施設は耐用年数を大きく過ぎている部分があり、今後はこちらの整備等に経費がかかるものと予測している」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第64号横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市上下水道事業経営協議会が附属機関になることで、開催の周期に変化はあるのか。また、協議会の法的な位置づけを明確にすることだが、ほかに特別な変化はあるのか」との質疑に対し、当局より、「決算審議や翌年度事業について、年に1、2回ほど定期的に協議会を開催していたが、開催の周期についてはこれまでと同様である。また、今後については、水道料金改定の案件に加え、経営戦略等の策定の審議のみではなく、策定後の評価などを定期的に行っていく必要があることや、下水道事業においてはストックマネジメントの計画など審議案件が高度化していくことはあると考える」との答弁がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「本案は唐突な提案であり、これまで市長の附属機関としての条例設置について何も説明がなく、突然6月定例会での提案である。ただ水道料金を値上げするための条例案である。市長の附属機関として、条例に基づく審議会、この場合は協議会だが、その後の政策を左右する重要な位置づけであり、横手市では今は策定されていないが、先進自治体では、その附属機関そのものについての要綱や基本方針、指針を定める措置をしている。その理由は、審議会の悪癖、これは審議会を都合の悪いことを進めるための隠れ蓑にするケースがあるからである。

また、附属機関については、次のような問題点が指摘されている。1点目は執行機関の判断を追認する御用機関であること、2点目は執行機関の責任を転嫁するための隠れ蓑であること、3点目は議会審議を先取りし議会を形骸化させるものであり、住民の意見を聴いたという実績づくりであることである。また、市民は、コストプッシュ型の物価高騰に苦しみ、実質賃金は減り続け、今や全世帯の3分の1が住民税非課税世帯であり、均等割のみ世帯を含めると実に4割の世帯が横手市の現状である。

このように市民が普通の生活を営むことさえ困難になっているときに、ライフラインである水道料金の値上げはさらに市民生活を苦しめる。行財政改革は十分行った結果であるのか。水道事業計画のコストダウン、工夫は十分であるのか。さらに内部で検討し、市民負担を軽減するべきである。以上のことから、本案に反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号財産の取得について（除雪ドーザ14t級（SAプラウ付）1台）、議案第71号財産の取得について（ロータリ除雪車2.2m級1台）及び議案第72号財産の取得について（除雪ドーザ14t級（マルチプラウ付）1台）の3件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「予算が限られる中で、機械の更新基準はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「更新については、社会資本整備総合交付金を活用しているが、この交付金の更新要件が11年以上であることから、更新予定表を作成し、11年以上経過した機械から順次更新している。また、各地域局と協議し、路線の見直しなどによる規格等の変更も行いながら更新している」との答弁がありました。

また、「機械の更新の判断は難しく、その判断を適切に行わないと修繕費のほうが高くなり、逆に更新が早いほうが良いという場合もあると考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「11年はあくまでも補助事業上の更新のサイクルであり、ほとんどの機械は11年が経過してもまだまだ現役である。有利な財源を使って機械を計画的に更新した上で、更新後の機械については各地域局に使用するか確認し、地域局間で順次コンディションのいい機械を回している。なお、市で使わなくなった機械については、市内の除排雪作業委託業者を優先して公売を行っている。そこで応札がない場合はインターネット公売を行い、それでも応札がない場合は廃車するという段階を踏んでいる」との答弁がありました。

このほか、「始業前点検の実施状況」や「入札可能業者の件数」についての質疑がありました。

議案3件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案8件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第57号 横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例については、「使用料の徴収の仕方」や「旧施設の解体予定」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「秋田県人事委員会の規則が変わったことによる改正ということだが、地域によって金額が違うものか。また、350円と840円とあるが、どのような流れで金額が決まったのか」との質疑に対し、当局より、「手当の金額については、各自治体で決めることができる。今回、350円の部分については県の額を参考としている。840円の部分は他自治体も参考に横手市として、消防職員などが横手市以外の被災地において捜索・救助等の業務に従事することを想定して設定したものである」との答弁がありました。

このほか、「災害派遣にかかる費用負担や手当」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号工事請負契約の締結について（十五野公園野球場ナイター照明設備改修工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条件付き一般競争入札で1者のみの場合はどのように決定となるか」との質疑に対し、当局より、「条件付き一般競争入札に関しては、入札のために公告を出し、意欲のある業者が入札参加申請してくるという流れとなっている。そのため、申請期間中に業者が申請してくるかどうかと

いうところで、一応の競争性は担保されているという判断をしている」との答弁がありました。

また、「LEDは明るすぎるため、選手はサングラスをかけるなど工夫をしなければならないと聞いているが、どうか」との質疑に対し、当局より、「今回の改修工事については、硬式野球運動競技区分Ⅱの基準に沿っての工事となるので問題はないと認識している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号工事請負契約の締結について（高機能消防指令センター更新整備工事）については、「一般競争入札の応札者が1者であった際の対応」についての質疑や意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号工事請負契約の締結について（グリーンスタジアムよこてスコアボード改修工事）について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号工事請負契約の締結について（横手市十文字陸上競技場公認更新改修工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「JVを組むにあたって条件は明示されていたか」との質疑に対し、当局より、「条件として、共同企業体を組むこと。その代表構成員としては、県内で日本陸上競技連盟が定める第3種以上の公認陸上競技場における全天候型のウレタン舗装工事の実績があり、県内に本社または事業所を有する者、構成員については、市内建設工事入札参加資格者名簿の一般土木工事の格付けA業者で特定建設業許可を受けている者ということを条件としている」との答弁がありました。

このほか、「第3種公認陸上競技場の認定について」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきもの



と決定いたしました。

次に、議案第 73 号財産の取得について（小型動力消防ポンプ付軽積載車及び軽積載車 6 台）及び議案第 74 号財産の取得について（大森小学校中型スクールバス 2 台）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 6 第 6 号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、審査における主な意見を申し上げますと、「同趣旨の陳情が昨年、一昨年にも出され採択している。今回はこの 1 年の状況に対応して、新型コロナウイルス対策、森林環境譲与税の部分は削除し、DX、賃上げ基調に沿った対応、地域公共交通の支援などを追加していると解釈している。それらにおける財政の充実強化を求めているものであり、現実の課題に即した陳情である」との意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。